

者、聞之後斬首了、或難此事云々、而官兵纔千余騎、更不可及合戰、兼又諸國兵士、内心皆有頼朝、官兵互企異心、暫逗留者、欲閉塞後路云々、忠景等聞此事、無欲戰之心之間、宿傍池鳥數萬俄飛去、其羽音如雷、官兵皆疑軍兵之寄來、夜中引退、上下競走、自燒宿々屋形持雜具等、忠景、知度、不知此事、追退、歸忠景於伊勢國、元帥維盛朝臣入京、著近州野州之時、有五六騎云々、此事或感之、兵法引退隨事、無難之故也、或又誘之、近日戸々門々虛言甚多、定少實歟、とありて、吾妻鏡も之に同じければ、兵士悉く敵に心を寄せ、人々相疑ふの餘り、水禽の羽音に驚き、一戦だもせず總頼れとなりしは笑ふべきの至りなるも、初め三千余の兵僅かに二十三十に満たずとあるに至りては、平氏の人心を失へる、亦甚だしといふべし。

### 第五十五節 平氏の西奔及び義仲の入京

四面楚歌の清盛、後白河上皇の院政復興——南部の燒討、清盛の忿死——平氏の西奔——御白河上皇と義仲

〔四面楚歌の清盛後白河上皇の院政復興〕 前述の如き官軍の敗潰は俄かに諸國の叛亂を誘起し、鎮西の反徒は平貞能一舉に之を鎮定したりしも、茲に至り、近江國に、山本兵衛尉源義經なるもの兵を起し、南部の惡僧と氣脈を通じて平氏に抗し、遙か北國の信濃國には、木曾義仲叛逆を企て、

近隣を劫掠する等、警報頻々として京師に達したり。此山本は或は石川とも稱し、義家の嫡流と稱す。義仲は、爲義の子義賢の遺子なり。各々其國々の豪族等之を扶持して、勢ひ漸く猖獗を極めたるに、伊賀國にも行家の徒、反亂を企てたり。依て追討使を派し、且つ諸社に奉幣、延曆寺に修法等、頗る混雜を極めたるは、玉海十二月二日の條に「辰刻、追討使下近江國、越前守通盛、左兵衛督知盛等卿爲大將軍、其外一族之輩數輩相從、(中)伊賀國者、左少將資盛朝臣爲大將軍、前筑前守貞能相具云々」とありて、今は彌々敵を輕視せずして、一族の中にも、先きに敗潰したる無骨漢を除きたるなり。同書右の續きに「今日還都御祈、被發遣十六社奉幣使、上卿三條大納言實房卿、後聞、依使不足被立十三社云々、使皆殿上人也、(中)自今夜、延曆寺始御祈二擅不空羅索云々」とあり。此還都御祈とは、清盛が表面の云立てにて、内實は源氏調伏の爲めなるは、初め十六社と定めしに、幣使殿上人の不足に依て十三社としたりとの其不足は、實際殿上人の不足にはあらず、自家腹心の不足なるべし。既に第一戰に於て、平氏の嫡宗たる維盛が前述の如き醜體を露はせしかば、兼て頼み切つたる山門さへも、漸く平氏に反抗するに至りしは、玉海十二月十二日の條に「近間延曆寺衆徒中凶惡の黨衆三四百人許、得山本兵衛尉義經、近江國、逆賊之根本、甲カヲヒテ、斐入道與二件義經也語以園城寺爲城、六波羅可入三夜打、又所進向近江國之官軍等之塞其後、自東西可攻落之由令結構云々、皇后宮亮經政朝臣、清房禪門息、淡路守等、追可被遣云々、又興福寺衆徒逐日蜂起、稱宮大衆、高倉宮の部下の意云々、(中)關

東之賊徒攻<sub>ニ</sub>來近國<sub>ニ</sub>之時、自<sub>ニ</sub>南都<sub>ニ</sub>又可<sub>レ</sub>伐<sub>ニ</sub>入洛中<sub>ニ</sub>由成<sub>ニ</sub>支度<sub>ニ</sub>云々、十三日、自<sub>ニ</sub>南都<sub>ニ</sub>脚力到來、衆徒既欲<sub>ニ</sub>入洛<sub>ニ</sub>、(略)大衆勢以外云々、今日爲<sub>レ</sub>追討山惡僧等、官兵行向之間、於<sub>ニ</sub>山科邊<sub>ニ</sub>衆徒蜂起、已及<sub>ニ</sub>合戰<sub>ニ</sub>、未<sub>ニ</sub>事切<sub>ニ</sub>云々、及<sub>ニ</sub>申刻<sub>ニ</sub>大衆等引退籠城了、とあり。先きに園城寺等に斷罪の宣旨下りしを、之を御受けせざる上に、興福寺も賊徒荷擔の實否勅問に反抗して、兼て明雲座主に不快の中なれば、忽ち三井寺と合體して騷擾を極めし中に、延暦寺中にも、座主に不服の惡僧等、之に投合したるにて、南都、北嶺の惡僧大舉といふ情況なれば、今は座主の命令も行はれざるは勿論、兵器を執らざる僧は、眞に行業精進の輩にて、是等のみ寺中に在りたるも、玆に至りて些の援けともならざれば、平氏の延暦寺を頼みとせしも、今は全く其効なし。斯かる中に上皇は御惱煩る重らせ給ひて、萬機聞召すべくもあらざれば、清盛も今はせん方なく、先きに御政務を止め奉りしも、天皇御幼稚の御事なれば、再び法皇に萬機御親裁を請願せしに、輒く御聽許なかりしを、再三に及び、漸く親裁を聞し召されたれば、十二月十八日、又後白河法皇の院政に復す。依て讃岐、美濃の兩國を御料に上れり。外に大敵を引受けながら、内に右の如く難事續出せるに付けても、清盛の煩悶は察せらる。斯かる情勢なれば、再び頼朝追討などは爲し得ざるを以て、僅に畿内附近の鎮定にのみ苦心せる中に、頼朝は自由自儘に阪東を劫掠して、着々其功を成就せり。

〔南都の燒討、清盛の忿死〕

偕十二月十五日に至り、知盛の一軍は、義經を破りたる捷報達せしか

ば、平氏も勢ひつきて、さらば此機に乗じて彼の惡僧等を討平すべしと、廿五日、藏人頭重衡に兵を授けて南都へ發向せしめしが、義經の敗亡は反りて惡僧等勢ひを増し、玉海廿七日の條に「河内地方、被<sub>レ</sub>寄<sub>ニ</sub>官兵<sub>ニ</sub>之處、爲<sub>ニ</sub>大衆<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>射危<sub>ニ</sub>、三十余人被<sub>ニ</sub>打取<sub>ニ</sub>了、其後被<sub>ニ</sub>追歸<sub>ニ</sub>了、とあるにても察すべし。されば重衡發向するや、從來僧徒に對する手段を一變して、手痛く攻立てしかば、流石勢ひに誇りたる惡僧等も遂に敗潰せるより、廿八日、東大、興福兩寺の諸堂房舍悉く燒亡し、敗餘の僧等は、遠く北國に遁がれたり。是れぞ木曾義仲の都入りの手引きとなり、又平氏北國に敗軍の導火線となりたり。明くれば養和元年(七月十四日改元)正月十四日、上皇遂に崩御。御寶算二十一。尋で清閑寺に葬り奉り、謚を高倉院と上る。續きて清盛も薨じたり。愚管抄に「平相國入道は、同五年(治承五年即ち養和元)閏二月五日、溫病大事にて、程なく薨逝しぬ、皇帝紀抄に「大相國禪門病惱、纔經<sub>ニ</sub>六七日<sub>ニ</sub>薨、とあれば、實に急劇の事にて、平氏一門の落膽想ふべし。然るに先きに源氏征討に發向したる重衡、維盛、通盛、知度、忠度等の官軍は、三月十日、尾張國洲俣河に於て源行家の一軍と合戦して、勝利を得、行家等辛うじて敗走したる捷報京師に達しければ、是れにて畿内近傍は略鎮定したると、且つは早水風蟲餓死等の灾禍ありと、玉海、皇年代略記等にあれば、一は小康に安んせしと、一は災害の爲め、兵食發送等の至難なりし故か、暫く官軍發向の事はなく、八月に至り、藤原秀衡を鎮守府將軍となして頼朝を征討せしめ、越後國城四郎平資長を越後守となして、

義仲征討を宣下あり。十六日、通盛を大將軍に、知度等を副將軍として義仲征討を、伊勢守清綱等に頼朝征討を命じたり。

〔平氏の西奔〕

明くる壽永元年(五月十七日改元)、資長は義仲を攻めて、彼れが爲めに破られたる由(戦況の詳細は鎌倉時代史に譲る)京師に聞えしかば、更に維盛已下を發向せしめしに、二年四月十七日、加賀、越中の間に於て、遂に義仲の爲めに破られて京師に歸りしかば、一旦鎮定したる京畿附近は、再び騷擾の區となれり。皇帝紀抄に「維盛卿已下、濟々及三十萬騎云々、爲木曾冠者義仲、十郎藏人行家等、拂底被誅罰了、其後源氏等亂入江州、不令通人跡」とあれば、其狀況は察せらる。依て知盛、重衡を多口に、資盛、貞能等を宇治に遣して之を防がせしも、義仲の大軍、勢ひに乗じて比叡山の坂本に打入り、總持院に楯籠り、今にも京師を蹂躪すべく見えければ、平氏の人々、今は敵すべき勢ひなく、京師を去るに至れり。其情況は愚管抄に「日にそひて東國、北陸道皆ふたがりて、此軍に勝たん事を沙汰して有けれど、上下諸人の心、皆源氏に成にけり、次第に攻寄る聞えども有ながら、入道うせて後、壽永二年七月までは、三年が程過けるに、先づ北陸道の源氏す、みて、近江國にみちくけり、(略中)七月廿四日の夜、事火急になりて、六はらへ行幸なして、一家のものどもあつまりて、山科固めに大納言頼盛をやりければ、再三辭しけり、頼盛は、治承三年冬の頃、あしざまなる事ども聞えしかば、長く弓箭の道はすて候ぬる由、故入道殿にも申てき(略中)と云

けれど、内大臣宗盛不用して、せめふせられければ、なまじひに山科へ向ひてけり、か様にして、けふ、あす、義仲、東國の武田など云ものも入なんするにて有ければ、さらに京中にて大合戦あらんするにて、をのきあひける程に、廿四日夜半に、法皇ひそかに法住寺殿をいでさせ給ひて、鞍馬の方より廻りて、横川へのぼらせおはしまして、近江の源氏許、此由仰つかはしけり、(略中)六波羅さわぎで、辰巳午兩三時ばかりに、やうもなく内(天皇)を具し參らせて、内大臣宗盛、一族さながら鳥羽の方へ落て、船に乗りて、四國の方へ向ひけり、六はらの家に、火かけて焼ければ、京中に、物どりと名付けたるもの出で來て、火の中へ争ひ入て、物とりけり、(略下)皇帝紀抄に「七月廿五日、曉法皇伴攝政殿、窃御登山、平氏等聞之、即時各燒年來宿館、奉具主上并國母、建禮門院取神璽寶劍内侍所三種重寶、内大臣宗盛已下、皆悉赴鎮西、其中故太政入道舍弟大納言頼盛卿一人、別一族留洛中」とあり。さしも二十余年間、威勢天下に赫奕たりし平氏も、一朝天涯の漂客となるに至れり。蓋し平氏が斯く脆く敗亡せしは、其原由種々ならんも、近くは東北の敵を征討するに、東北の士人を驅使したるも、其戰敗の一因なり。何となれば、是等士人は、其妻子一族は悉く敵軍の中に在りて、所謂人質同様の身なるに、敵の從兵は、此輩の父兄若くは子弟なれば、今平軍に屬する人々は、或は子にして父と、弟若くは兄にして兄若しくは弟と相戦ふなれば、大義には親を顧みずなどいふことと是等の輩にいかで觀念すべき、唯骨肉の情愛に眩暈して、毫も他を顧みず。况や入る所は、其故

郷なるに於てをや。茲に於て戈を捨て、敵に降るもの續出し、爲めに決死の勇將士卒も、亦爲すべき所なきに至れるに過ぎず。されば其鎮西に赴くに至りてや、一度は衝天の勇威を振ひ、義仲等をして一時驚愕せしめしも、亦此理に外ならず。

〔後白河上皇と義仲〕 儲其後の情況は愚管抄に「其刹那(平氏退京の)、京中は互についぶく(追捕)をして、物もなく成ぬべかりければ、残りなく平氏は落ぬ、恐れ候まじとて、廿六日のつとめて御下京(法皇)有ければ、近江に入たる武田(行家の誤)先参りぬ、(中)義仲は廿八日に入にけり(紀抄)に其勢六萬騎)六條堀川なる、八條院のは、き尼が家を給はりて居にけり、又玉海八月十日の條に「源氏等悪行不止、天下忽欲亡、可レ悲、」とあるにて、彼等の横行は察せらる。儲八月十一日に、法皇勅して、義仲を従五位下左馬頭兼越後守に、行家を従五位下備後守に叙任ありしに、二人之を不足として嗷訴に及びしかば、更に義仲を伊豫守に陞せ、尋で従五位上に、行家を備前守に陞せたるも、猶之を悦ばず。然るに京師主上なきを以て、新帝御踐祚あるべきや否やの議に就ても、又義仲の主張ありしも、用ひられざるより、彌々上を怨み、遂に暴虐を極めたり。愚管抄に「國王は、神璽寶劔内侍所相具して、西國の方へ落給ひぬ、此京に國王なくては、いかであらんといふ沙汰にてありけり、父法皇おはしませば、西國の王安否の後歎など、様々に沙汰ありけり、此間の事は、左右大臣、松殿入道(基房)など云人に仰合けれど、右大臣の申さる、旨、ことにつまびらかなりとして、それを

ぞ用ひられける、さていかにも、踐祚はあるべしとて、高倉院の皇子、三人おはします、一人は六波羅の二位養ひて、船に具し参らせてありけり(守貞)、今二人は、京におはします、その御中に、三の宮(惟明)、四の宮(尊成)なるを、法皇よび参らせて、見参られけるに、四の宮、御おもぎらひもなく、よびおはしましけり、又御占にもよくおはしましければ、四の宮を、壽永二年八月廿日御受禪行はれにけり、萬づ新儀どもなれど、仰合せつ、右大臣ことに申行ひて、國王こゝに出でさせおはしまし」とあり。此時義仲は、此度平家敗亡の事は、實に高倉院の令旨に依りしなれば、彼の宮の御子(北陸宮)をこそ、天位に即け奉りて然るべけれど再三奏聞せしも、高倉宮すら、御受禪あるべき御方に非ず、まして其御子は、思ひもよらずと御聽許なかりしかば、義仲は斯かる事理を解せざる事とて、偏に上を怨み、暴行を働きしかば、法皇密に應官を御使として、頼朝の上洛を促し給ひしに、義仲斯くと聞くより大に怒り、劫掠を働き、殆ど亂賊の如くなりしは、玉海に「九月五日、近日常中物取今一重倍增、一塵之物、不能持出途中、(中)義仲院御領已下押併領、日々倍增、凡縹素貴賤無不拭涙、所憑只頼朝之上洛云々」とあり、以て亂暴の程察するに餘りあり。されば朝廷も、之を慰諭して、其暴行を止めしめんとせしに、其かひなかりしは、同書同月廿二日の條に「以法印靜賢、申通義仲、(中)義仲申條云、(中)奉怨君事二箇條、其一、被召上頼朝事、雖申不可然之由、無御承引、猶以被召遣了、其二、東海東山北陸等之國々所被下之宣旨云、若有不隨此宣旨、

之輩、隨<sub>レ</sub>頼朝命<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>追討<sub>ニ</sub>云々、此狀爲<sub>ニ</sub>義仲生涯之遺恨<sub>一</sub>也云々、とあり。蓋し義仲に在りては、高倉宮の令旨に従て兵を擧げ、率先して京師に打入り、しかも宮の御子を奉じて平氏を追退けしは、實に其功第一といふべし、然れば彼の御子を天位に即け、己れ武臣の棟梁として之を補佐し奉る事、猶前日の平氏の如くならんと冀望せしに、案外にも武功も格別に御賞美なく、反りて頼朝を以て己れの上に置かせられ、且つ天位の事も御聽許なしとは、所謂勞して功なき結果となりたれば、此上は飽くまで武威を上下に示し、之に依て兼ての冀望を達せんと決せしなり。茲に於て法皇も、今は逆鱗忍ばせられず、遂に義仲征討を思召立たれしは、事情止むを得ずとは申せ、亦彼の御左右の群小等に誤まられ給ひしなり。其略は愚管抄に「義仲は、頼朝を敵に思ひけり、平氏は、西海にて、京へ歸りいらんと思ひたり、(略)院に候ふ北面の下臈友康(左兵尉藤原知康)、公友(同藤原公知)など云もの、ひた立に武士を立て、頼朝こそ猶本體と、ひしと思ひて(略)頼朝が打上らん事をまぢて、又義仲何事かはと思ひけるにて、法住寺殿院の御所を城にしまはして、ひしとあふれ、源氏、山々寺々の者を催して、山の座主明雲參りて、山の惡僧等具して、ひしとかためて候けるに、義仲は、又今は思ひきりて、山田、樋口、楯、根井と云四人の郎従有けり、我勢落ちなんす、落ちぬさきにとや思ひけん、壽永二年十一月十九日に、法住寺殿へ千騎、内五百餘騎なんとぞ云ける程の勢にて、はたと寄せてけり、義仲が方に、三郎先生(源義廣、義仲の叔父)といふ源氏有けるも、かく成にければ、皆

御方へ參りたりけるが、猶義仲に心を合せて、最勝光院の方をかためたりける、山の座主が方に在けるが、内より(略)ひしくと射ける程に、ほろ／＼と落にけり、散々に追ちらされて、然るべき公卿殿上人宮なにか、皆武士に捕られにけり、殿上人已上の人には、美濃守信行と云ものぞ、當座に殺されにける、其外は、死去の者は、上臈さまには、さすがになかりけり、(略)院の御幸は、清淨光院の方へなりたりけり、武士參りて、うるはしく、六條の木曾が、六條の傍らに信成が家あるに、する參らせてけり、(略)さて山の座主明雲、寺の親王八條の宮、(略)法親王といふ院の御子、これ二人はうたれ給ひぬ、明雲が頸は西洞院河原にて求め出て、顯眞とりてけり、(略)それに具して見たるもの、申けるは、我固めたる方落ぬと聞て、御所に候けるが、長絹の衣に香の袈裟ぞきたりける、(略)馬にのせて弟子少々具して、蓮華王院の西の築土の際を、南さまへ逃けるに、その程にて多く射かけたる矢の、鞍の後輪の上より、腰に立たりけるを、後ろより引きぬきける、く／＼りめより血流れ出でけり、さて南面のするに、田井のありける所にて、馬より落にけり、(略)弟子に院(一條)の宮、後には梶井宮とて(略)十五六にて在けるは、かしこく、我れは宮なりと名のられければ、生取に取て、武者の小家に唐櫃の上に、するたり(略)八條の宮は、具したりける人あしく、衣袈裟などをぬがせ申て、紺の帷子をきせ奉りたりければ、走りかゝりて、武者の切らんとしけるに、後ろに少將房とて、近くつかはされける僧(略)手をひろげたりける、腕を打落すまでは見きと申者ありけり、(略)さて義仲は、松殿の

子、十二歳なる中納言、八歳にて中納言になられて、八歳の中納言と云異名有し人を、やがて内大臣になして、攝政、長者になり、又大臣の闕もなきに、實定の内大臣を暫とて、かりてなしたれば、世には、かるの大臣と云異名、又つけてけり、さて松殿(基房)世を行はるべきにて有き、さしも平家にうしなはれ給てしかば、此時だにもなど云心にこそ、(略)玉海には「十二月十九日、及申刻、官軍敗績、奉取法皇了、義仲等歡喜無限、即奉渡法皇於五條東洞院攝政亭了、武士之外不入、公卿侍臣之中、矢死傷者十余人、(中)廿日、傳聞、座主明雲、合戦之日、於其場被切殺了、八條圓惠法親王、於華山寺邊被討取了、又權中納言賴實、着白衣折烏帽子等、逃去之間、武士等、卿相たるを知らず、引張り頸を斫らんと欲す、自雖稱其名、衣裳之體、尋常之人、偽りて貴種と稱する也と、猶可打首之由、各令沙汰之間、下人之中有見知之者、稱貴種之由、仍忽免死、(中)廿三日、傳聞、内大臣非解官、借用云々、凡欠官三也、所謂罷闕、轉任、辭退也、借官于當人、禪門之計、可悲也、廿七日、傳聞、借大臣事、天下鼓騷、禪門頗有耻色云々、」皇帝紀抄には「十一月十八日、夜半依義仲謀叛之聞、行幸法住寺殿、法皇御、同宿十九日、左馬頭義仲號木寄戰上皇御所、併燒拂了、上下諸人裸形逃散、其中圓惠法親王、天台座主明雲僧正、越前守信行、前近江守高階重章、主水正清原近業等、被斬首了、其外死者太多、奉取法皇、奉渡五條殿下御所、禁閉、主上御車、奉渡閑院内裡、此事、院中人々相議、可追討義仲之由、結構之故云々、廿一日、以大納言師家任内大臣、即爲攝政、十二、當時内大

臣實定解官歟、但暫被借用云々、入道關白殿令移住五條殿、給偏攝行萬機、十二月十三日、權僧正俊堯、超昌雲、全玄、補天台座主、是即義仲引級也、世人號木曾座主、義仲の兇逆、概ね右の如し。是より先き、源行家、平氏追討として發向せしに、十一月、播磨國に於て平教盛、重衡等の爲めに討破られ、「行家纔存命逃去了」と紀抄等にあれば、其敗況は察せらる。されば義仲は、出で、は平氏に破られ、居れば頼朝の制を受く、之を否めば戦はざるべからず、戦へば勝算なしといふ煩悶の餘り、今は前後の考へもなく、唯思ひのまゝ、即ち自暴自棄となれるにて、遂に平氏と和して、相共に頼朝に當らんと申送りしに、平氏は、來降は許すべきも和は容れずと返答せしより、彌々進退維れ谷の餘り、倍々暴虐を恣にせしかば、朝廷も暫く容忍して、彼れを優遇し、明くる正月十日に、征夷大將軍にさへ任じたり。されど彼れ猶憐むる所なく、「皇威墮地、日月無光」とまで、玉海に載せられたり。茲に至りて、朝廷の官職制度を始め、總ての儀則典禮は概ね廢頽し、皇威の陵夷と共に、平安京は半ば焦土となりて、復舊觀を存せず。畏くも内裏は長く里内裏となり、從て左右京亦衰微して、遂に住時の盛況は、原ぬるに據る所なきに至れり。

附言。義仲の敗亡、源平の興廢に關しては、述ぶべき所ありと雖も、事鎌倉時代史と關聯するを以て、其重複を避け、之にて筆を止む。

平安朝時代史終

(史代時本日大)

大正四年七月二十五日印刷  
大正四年七月二十八日發行



發行所

東京市牛込區早稲田  
番地東京一三三番

早稲田大學出版部

編輯者 早稲田大學編輯部

發行者 早稲田大學出版部

右代表者 高田早苗

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊八太郎  
東京市牛込區榎町七番地

刷印社會式株刷印清日

終

1111